

婦人少年局月報 Monthly Bulletin

W. M. B., L. M.

1人当1ヵ月平均現金給与総額 (1951年12月)

産業別	男子	女子	男子に対する女子の割合
総額	22,685	10,281	46%
製造業	21,501	10,170	47
建設業	22,189	9,083	41
小売業	28,646	12,419	43
金融業	34,280	15,137	44
運輸通信業	22,753	14,826	65
その他の公益事業			

労働統計調査部調

婦人週間について

来る四月十日より実施される婦人週間については、月以來関係官庁や民間団体と協議を重ねてきたが、このたび次の開催要綱が決定されました。

第四回婦人週間開催要綱

- 一、目的
戦後、日本民主化の大きな課題として、婦人の解放がとりあげられ、憲法をはじめいろいろ法律や制度によつて男女の平等が保障されました。けれども新しい制度による婦人の地位の向上は、きわめて短時間の間に、又占領下の特殊な條件のもとに行われたものであるために、未だ法制に対する婦人の理解や自覚は一般に十分でなく、ともすれば誤解や不消化におちいりやすく、また婦人の能力も十分にかん達され活用されるに至つておりません。
- 日本の人口の半数以上を占める婦人の地位がこのようなものであることは、婦人自身の不都合ばかりでなく男子にとつても不幸であり、また平和締結後の重大な時期にあつて、日本の民主的発展に対する不安を意味し、更に国際社会において、文化国家としての眞価を展べることにもなりましよう。
- こゝに婦人自身の自覚を促し、能力を開発し、社会的進出を促し、進んでよりよき社会の実現をはかるために、この週間を開催します。
- 二、目標「婦人の地位の再認識とその向上」
- 内容
(一) 家庭関係における婦人の地位の再認識とその向上
1、家庭における婦人の法律上の地位の正しい理解
2、民主的な家族関係の確立
3、生活の合理化
(二) 職場関係における婦人の地位の再認識とその向上
1、働く婦人の法律上の地位の正しい理解
2、職業意識、職業技術の向上、雇用機会拡大の拡大
3、働く婦人のための施設や制度の知識の普及
(三) 社会関係における婦人の地位の再認識とその向上
1、政治、経済、教育、社会の面における婦人関係法制の正しい理解
2、市民意識、市民活動の促進
3、個人の確立、地域社会の問題、国家的な問題、国際的な問題に対する関心と積極的な働きかけ
4、国際的な連携及び協力
5、海外婦人との連絡
6、情報交換、国際機関関係会議への参加など
7、スローガン
よりよい社会をつくるため権利と義務をいかしまじよう。
8、名称 婦人週間
五、期間 昭和二十七年四月十日(水)から四月十六日(水)まで(一週間)
六、主催機関 労働省
七、協力に依頼する機関
国立世論調査所、全国選挙管理委員会、地方自治庁、法務府、外務省、文部省、厚生省、農林省、運輸省、郵政省、電気通信省、建設省、人事院、最高裁判所、各地方公共団体、(都道府県、市町村)各教育委員会、日本放送協会
八、参加に依頼する機関
中央社会福祉協議会、日本出版協会、日本新聞協会、日本P・T・A協議会、日本赤十字社、日本生活協同組合、農

- 業協同組合、漁業協同組合、青年団体、青年団、労働関係、経営者団体、政体、国際関係、新機関、職能団体、新聞社、雑誌社、民間放送社
- 九、実施要綱
1、主催機関の行うもの
(1) 中央大会(一日間)
(2) 地方大会(六日間)
(3) 記念論文の募集と表彰
(4) 週間用資料の作成配布(ポスター、パンフレット等)
(5) 周報、新聞掲載による宣伝
2、婦人少年局地方職員室
(1) 地方大会
(2) 働く婦人のための一日講習会
(3) 各地方の実情に適したもの
3、大官庁
(1) 総務課広報係は各都道府県庁報、および報章機関との連絡を行う。
(2) 労働時報、週間広報および労働写真広報にこの週間の記事と写真のせる。
(3) 展示会について援助協力する。
(4) 統計月報四月号に労働者家族実態調査にもつづいた論文をのせる。
(5) I・L・O情報に記事のせる。
4、労働局
(1) 昭和二十七年四月から三月にわたる労働教育計画のうち特に婦人労働者の教育について、本週間の趣

- 意をとりこむ。
(2) 各都道府県庁報、青年団、労働関係、経営者団体、政体、国際関係、新機関、職能団体、新聞社、雑誌社、民間放送社
(3) 週間用資料の作成配布(ポスター、パンフレット等)
(4) 周報、新聞掲載による宣伝
(5) 周報、新聞掲載による宣伝
(6) 労働基準四月号に記事のせる。
(7) 地方職員室
(8) 働く婦人のための一日講習会
(9) 各地方の実情に適したもの
(10) 総務課広報係は各都道府県庁報、および報章機関との連絡を行う。
(11) 労働時報、週間広報および労働写真広報にこの週間の記事と写真のせる。
(12) 展示会について援助協力する。
(13) 統計月報四月号に労働者家族実態調査にもつづいた論文をのせる。
(14) I・L・O情報に記事のせる。
(15) 労働局
(16) 昭和二十七年四月から三月にわたる労働教育計画のうち特に婦人労働者の教育について、本週間の趣

